



〒849- [redacted] 佐賀県  
佐賀市 [redacted]

差別のない住み良い社会を...

株式会社 親和

〒182-0002

東京都調布市仙川町1-1-10-406

## 事前通告

(旧同栄起業、旧全同事業からの請求について)

貴殿に対する債権回収を目的として、来月中に貴殿居住地への訪問調査ならびに債権回収作業を実施する。

本件については、一部の債務者より「架空請求」などと言われのない非難を受け、これまでの間、警察および代理人弁護士らと協議を重ねてきた。

結果、当社が債権譲渡契約における「善意の第三者」であることが認められ、現に刑事責任も問われていない。

従って本件は民事上の問題である。

貴殿は当社からの再三にわたる和解提示を無視してきたため、やむなく直接的な行動に着手する。

本書は最低限の礼儀として送付するものであり、債権者としての当然の権利行使、脅迫的観念ではないことを嚴重に申し添える。

貴殿にも都合があろうと推測し、今月末日を期限とした「来訪希望日」を文書によって通知せよ。

通知なき場合は、当社の判断にて来訪する。

債権譲渡の法的な意味も理解しない、自身の無知を反省せよ。

保身のため意図的に架空請求業者と混同をした貴殿の責任を問う。

見解の相違はあるものの、現に債権債務が存する以上、「行く」と言ったからには必ず来訪する。

その場で通報をされたとして、民事上の権利者である。

軽視したくば軽視せよ

債務者である貴殿と、善意第三者である当社とでは、元来当社のほうが立場が優位であることを認識すべきである。

尚、訪問にかかる交通費、宿泊費などの経費は、民事上の損害賠償請求として貴殿に全額負担頂く。

ここまでの事態に陥った限りは、貴殿とあらためて協議をする必要はない。

それでも貴殿が穏便に解決したいとするならば、早急に債務を弁済せよ。

- ※ 来訪希望日を文書にて通知するか
  - ※ 支払いを履行して自発的に解決をするか
- どちらかを選択せよ。

一切の相談も拒絶し、今更猶予など提供しない。

貴殿が速やかに対応しない場合は、当社を架空請求業者として位置付ける悪意の輩(やから)とみなし、全国の同胞と呼応して徹底的な対処手段を講じる。

以上

**【自発的に解決をするならば】**

〒182-0002 東京都調布市仙川町 1-1-10-406

株式会社親和『債権管理部』まで

- ※ 現金書留(速達)にて
- ※ 金 72,000 円を郵送せよ。

※ 支払期限は『平成 18 年 4 月 17 日』までとする。(消印有効)

この場合、当社は

- (1) 以降の請求権を放棄し
  - (2) 来訪、電話、文書、いかなる方法に於いても一切の接触を行なわず
  - (3) 貴殿の個人情報を速やかに抹消することを約し、
- その旨を文書にて通達する。(当社着金後 7 日以内に必ず送付する)

放置したくば放置すればよい。

判断は貴殿に委ねる。

**【追記】**

前住所地は、新日本同栄協議会(旧全同)東京事務局の郵便受付センターの住所である。  
尚、本書語句表現は違法な暴力表現には抵触しない。

※ 旧同栄起業(株)および旧全同事業(株)は合併し、新たに株式会社親和となっている。